

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正処分取消等請求上告受理申立て事件

国側当事者・国（広島東税務署長）

平成26年7月3日不受理・確定

（控訴審・広島高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年11月28日判決、本資料263号－220・順号12344）

（第一審・広島地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年6月26日判決、本資料263号－116・順号12240）

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	胡田 敢 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	中村 友亮

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年7月3日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇